

## 新興市場等の信頼性回復・活性化に向けた工程表

平成 23 年 6 月 23 日作成

平成 24 年 5 月 22 日更新

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
<p><b>1. 上場前の企業の新興市場への上場促進</b></p> <p><b>① グリーンシートの活用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンシート銘柄に指定されている間に良好な開示実績等を有する場合には、新興市場への上場の際に審査を簡略化する等のメリットを付与し、上場に向けた企業の負担を軽減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本証券業協会(以下「日証協」という。)は、平成 24 年 3 月までを目途に、グリーンシートの役割・あり方について、非上場企業の資金調達機能を担ってきた経緯、本工程表に基づく新興市場に関する取組の状況を踏まえ、抜本的な見直しを行う。</li> </ul>	<p>(日本証券業協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 9 月、「グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談会」を設置。同懇談会を同 24 年 3 月までに 6 回開催し、同制度の役割・あり方について、抜本的な見直しを行うべく検討を行った。同年 6 月までに第 7 回目を開催し、報告書を取りまとめる予定。</li> </ul>
<p><b>② 一定の質が確保された上場前の企業のリスト化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ベンチャーキャピタルが出資している企業や有価証券届出書を提出した実績のある企業のリストを作成、公表する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省では、中小企業基盤整備機構との連携により、ベンチャーキャピタルが運営するファンドや投資先企業情報等のリストの作成、公表の準備が進められており、当該リストを活用する。今後の活用状況を踏まえ、市場関係者において、意見交換を行う。</li> </ul> <p>【参考 取引所による上場支援】(注2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各取引所では、取引所の特性、地域の実情に応じた未上場ベンチャー企業、中堅・中小企業等との交流イベント、フォーラム、IPOセミナーの開催など支援事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済産業省が中小企業基盤整備機構と連携して実施している「ベンチャー投資ナビ」事業については、平成 22 年度及び同 23 年度調査の一部結果を、ベンチャーキャピタルが運営するファンドや投資先企業情報等のリストとしてウェブサイトにて登録会員向けに公開中(平成 24 年 2 月に公開開始)。今後は、本リストの活用の検討について市場関係者との意見交換を予定。</li> </ul>
<p><b>2. 上場審査等の信頼性回復・負担軽減等</b></p> <p><b>③ 有価証券報告書等の虚偽記載の防止に向けた密度の高い情報共有</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上場申請企業と早い段階から接触のある主幹事証券会社と監査人の間で、早期から情報交換を行う枠組につき検討する。</li> <li>主幹事証券会社、監査人及び取引所の間で、有価証券報告書の虚偽記載等の事例について情報交換を行う枠組につき検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日証協は、平成 23 年 9 月までを目途に、日本公認会計士協会(以下「会計士協会」という。)の協力を得て「連絡会」を設置し、今後、同連絡会において、主幹事証券会社、監査人及び取引所の間で有価証券報告書等の虚偽記載の防止に向けた密度の高い情報共有を図るための意見交換を進める。</li> </ul>	<p>(日本証券業協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年 12 月、証券会社、証券取引所及び日本公認会計士協会をメンバーとした「有価証券報告書等の虚偽記載に関する情報共有のための連絡会」を設置。同年 12 月 27 日、第 1 回目を開催し、意見交換を行った。</li> <li>また、平成 24 年 3 月 1 日に第 2 回目を開催し、金融庁より「市場の免疫力を高めるために」という演目で講演頂き、意見交換を行った。</li> </ul>

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
	<p>【参考 上場審査の実効性向上のための取組等】</p> <p>(東京証券取引所)</p> <p>① 主幹事証券会社、会計監査人及び財務局に対し情報共有とその対応の要請</p> <p>② 主幹事証券会社に対し引受審査内容(特に留意した事項及び重点的に確認した事項)の報告の要請</p> <p>③ 上場審査において外部専門家、調査機関の活用</p> <p>④ 他の取引所との過去に一度上場申請を取り下げた上場申請会社に関する情報の共有範囲の拡大の検討</p> <p>⑤ 財務諸表の信頼性向上に向けた上場会社監査事務所による監査の義務化、実施</p> <p>(大阪証券取引所)</p> <p>① 主幹事証券会社に対し引受審査内容(特に留意した事項及び重点的に確認した事項)の報告の義務付け</p> <p>② 上場審査において外部専門家、調査機関の活用</p> <p>③ 財務諸表の信頼性向上に向けた上場会社監査事務所による監査の義務化、実施</p>	<p>(名古屋証券取引所)</p> <p>① 主幹事証券会社に対し引受審査内容(特に留意した事項及び重点的に確認した事項)の報告の義務付け(平成24年4月)</p> <p>② 財務諸表の信頼性向上に向けた上場会社監査事務所による監査の義務化(平成24年4月)</p> <p>(福岡証券取引所)</p> <p>・ 財務諸表の信頼性向上に向けた上場会社監査事務所による監査の義務化・実施などを規定化(平成24年5月)</p> <p>・ 主幹事証券会社に対し引受審査内容(特に留意した事項及び重点的に確認した事項)の報告の義務化(規定化)(平成24年5月)</p> <p>(札幌証券取引所)</p> <p>① 主幹事証券会社に対し引受審査内容(特に留意した事項及び重点的に確認した事項)の報告の義務付け予定(平成24年3月22日制度要綱案公表、同年6月1日施行予定)</p> <p>② 財務諸表の信頼性向上に向けた上場会社監査事務所による監査の義務化予定(平成24年3月22日制度要綱案公表、同年6月1日施行予定)</p>
<p><b>④ 引受審査等における審査の適正化・明確化等</b></p> <p>・ 上場を延期・断念すべき旨の打診が行われる際には、原則として文書交付等の手段により明確な理由の提示を行う。明確な理由提示が困難な場合がある反社会的勢力の関与等については、企業が確認すべき範囲や取引所等の審査の取扱いにつき整理・見直しを行う。</p>	<p>・ 日証協は、取引所及び証券会社等の協力を得て、反社会的勢力データベースの構築・照会等に関する検討の終了後、速やかに、反社会的勢力以外の者で市場において市場の透明性・公正性の確保の観点から問題があるとされる者(いわゆる「反市場的勢力」)の取扱いを検討すべきではないかとの指摘等を踏まえ、市場関係者の認識の共有を図りつつ、必要な検討を進める。</p> <p>【参考 上場審査プロセスの効率化のための取組等】</p> <p>(東京証券取引所)</p>	<p>(大阪証券取引所)</p> <p>・ 平成23年10月、上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明、反社会的勢力の関与等について確認すべき範囲や審査の取扱いの整理等を実施。同年12月発刊の「上場ハンドブック」において当該内容を記載。</p> <p>(名古屋証券取引所)</p> <p>・ 上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明、反社会的勢力の関与等について確認すべき範囲や審査の取扱いの整理等を実施</p>

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明、反社会的勢力の関与等について確認すべき範囲や審査の取扱いの整理等を実施</li> </ul> <p>(大阪証券取引所)</p> <p>① 上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明、「上場ハンドブック」等への明記</p> <p>② 反社会的勢力の関与等について確認すべき範囲について確認書面等に明記。合せて、新規上場申請者にとって過度となっていないかどうか検証を行う。</p> <p><b>【参考 日証協における反社会的勢力の排除に向けた取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日証協は、反社会的勢力の排除に向け、平成21年3月証券保安対策支援センターを設置するとともに、現在、反社会的勢力データベースの構築・照会等に関する検討を行っている。</li> </ul>	<p>(平成24年4月)</p> <p>(福岡証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明、反社会的勢力の関与等について確認すべき範囲や審査の取扱いの整備等を実施(平成24年5月中に周知を図る。)</li> </ul> <p>(札幌証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上場に至らない場合の文書による明確な理由等の説明を行うことについて検討中。</li> <li>反社会的勢力の関与等について確認すべき範囲の整理等を実施予定(平成24年6月より)</li> </ul> <p>(日本証券業協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>反社情報照会システムを構築中。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>売上げに占める割合がごくわずかである項目の予実乖離等、企業全体から見て軽微と考えられる事項については審査を簡略化する。</li> <li>ある項目で指摘事項が発生した場合でも他の項目に関する審査を続けること等により審査期間の短縮を実現する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日証協は、平成24年3月までを目途に、上場に向けた必要な準備事項の概要(参考モデル)を策定する。合せて、日証協及び取引所において、同準備事項の概要(参考モデル)及び上場審査スケジュールの概要(参考モデル)について、それぞれのホームページ等により周知を行う。</li> </ul> <p><b>【参考 上場審査プロセスの効率化のための取組等】</b></p> <p>(東京証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上場準備段階における事前相談の透明性の向上・フォローアップの強化や、標準上場審査期間の設定・周知、上場審査プロセスの整理・見直し・明示、上場審査スケジュールの事前提示を実施</li> </ul> <p>(大阪証券取引所)</p> <p>① 標準上場審査期間の設定・周知や、上場審査プロセスの整理・見直し・明示、上場審査スケジュールの事前提示を実施</p> <p>② 上場ハンドブックのQ&amp;Aの充実、実質審査基準の各項目の主要な</p>	<p>(日本証券業協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年11月、「会員における引受けのあり方に関する検討会」の下部機関として引受審査担当者により構成した「引受審査分科会」を設置。同年12月26日に第1回会合を開催。以後、公開指導担当者を交え、参考モデルの策定の検討を行い、上場準備会社における参考に資するよう「上場指導及び引受審査について」を取りまとめ、同24年5月15日に<a href="#">日証協ホームページに公表</a>するとともに会員への通知を行った。</li> </ul> <p>(大阪証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年12月発刊の「上場ハンドブック」において、Q&amp;Aの充実を図るとともに、実質審査基準の各項目の主要な確認事項を「実質審査確認項目(チェックリスト)」として記載。</li> </ul>

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
	<p>確認事項について「上場審査チェック表(仮称)」として取りまとめ予定(平成23年10月)</p>	<p>(名古屋証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準上場審査期間の設定、上場審査スケジュールの事前提示を実施(平成24年4月)</li> <li>「株式上場ハンドブック」に上場審査のモデルスケジュールを記載し、ホームページに掲載し周知を図る(平成24年5月中)</li> </ul> <p>(福岡証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準上場審査期間の設定等の規定化(平成24年5月)、上場審査スケジュールの事前提示については従前より実施しているが、ホームページに上場審査のガイドブックを掲載し周知を図る(同年5月中)。</li> </ul> <p>(札幌証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上場審査スケジュールの概要(参考モデル)をホームページに掲載し、周知する予定。(平成24年6月より)</li> <li>標準上場審査期間の設定(平成24年3月22日制度要綱案公表、同年6月1日施行予定。)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>日本公認会計士協会、日本証券業協会及び取引所の間で、例えば監査法人等との間でアドバイザリー契約を一定期間締結した実績がある等、一定水準の体制が整っていると認められる企業に対していわゆる遡及監査を行うことについての考え方を確認する。併せて、上場準備段階には至っていない企業に対して当該考え方の周知を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場準備会社の初年度監査の「遡及的監査」に関して、次の環境整備に取り組む。</li> </ul> <p>① 「遡及的監査」では、監査範囲の制約により「無限定適正意見」以外の意見が付される可能性があることから、上場準備会社において、事前に社内管理体制の整備が進められるよう、会計士協会・監査法人において、平成24年3月までを目途に、上場に向けた必要な準備事項(監査スケジュールの概要を含めた参考モデル)等を整理する。併せて、会計士協会・監査法人、取引所及び証券会社等において、その周知を行う。</p>	<p>(日本公認会計士協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年10月より、監査・保証実務委員会にて検討を開始し、検討の成果を、同24年4月に、「新規上場のための事前準備ガイドブック(ガイドブック)」として取りまとめ、<a href="#">公表した</a>。ガイドブックは、ホームページ上にPDFファイルを掲載したほか、製本化も行い、当該冊子は無料で配布している。今後、関係者の協力を得て、会計・監査ジャーナルに掲載する座談会の記事や研修会等により周知を図る予定。</li> </ul> <p>(東京証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月13日に日本公認会計士協会から発刊された「新規上場準備のための事前準備ガイドブック」について、4月13日に東証ホームページで、4月17日に東証マザーズポータルサイトでそれぞれ周知を図ったほか、IPO関係者向けメールマガジン「IPOセン</li> </ul>

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
		<p>ターメールマガジン」においても4月17日に紹介した。また、上場検討会社に対しては会社訪問などの営業の現場において冊子の配布を行っている。</p> <p>(名古屋証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本公認会計士協会から発刊された「新規上場のための事前準備ガイドブック」について、上場検討会社への個別訪問などの営業の際に配布している。また、平成24年7月のホームページのリニューアルに併せ、新規上場を目指す会社向けのページに掲載予定。</li> </ul>
	<p>② 現状、直前々期が「限定付適正意見」での上場が非常に少なく、「無限定適正意見」でないと上場承認が得にくいといった誤解が多いと考えられることから、取引所において、平成23年12月までを目途に、直前々期の「限定付適正意見」が許容可能であることの周知を図る。</p> <p>③ 直前々期の意見不表明の可否については、遡及的監査の実施状況を踏まえつつ、いかにして投資者保護上の問題等を解決できるかについて、引き続き、金融庁及び市場関係者において意見交換を行う。</p>	<p>(東京証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年12月26日、本則市場(市場第一部、第二部)及びマザーズ向けに、「新規上場の手引き」及び「マザーズ上場の手引き」を改訂して、直前々期の「限定付適正意見」が許容可能であることの周知を図った。あわせて、上場準備会社向けのセミナー等で当該内容の周知を行っている。</li> </ul> <p>(大阪証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月、日本公認会計士協会により「新規上場のための事前準備ガイドブック」が作成された旨をホームページに掲載。</li> <li>直前々期の「限定付適正意見」が許容可能である旨を、平成23年12月発刊の「上場ハンドブック」に記載。</li> </ul> <p>(名古屋証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年2月、ホームページ上において、直前々期の「限定付適正意見」が許容可能であることの周知を図った。</li> </ul> <p>(福岡証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年5月中にホームページに上場審査ガイドブックを掲載し、直前々期の「限定付適正意見」が許容可能であることの周知を図る。</li> </ul>

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
		<p>(札幌証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直前々期の「限定付適正意見」が許容可能である旨をIPOセミナーで周知している。</li> <li>ホームページ上において、直前々期の「限定付適正意見」が許容可能であることの周知を図る予定。(平成24年6月より)</li> </ul>
<p><b>3. 上場企業に対する負担の軽減及び適切な上場管理の実施</b></p> <p><b>⑤ 内部統制報告制度の見直し</b></p> <p>平成23年4月から、J-SOXの簡素化が行われ、会社規模や状況等に応じた内部統制の整備について明確化されるとともに、中堅・中小企業に対する記録(ドキュメンテーション)・保存の簡素化、明確化が図られ、合せて「内部統制報告制度に関する事例集」が公表された。</p>	<p>① 監査法人及び取引所において、今回の内部統制報告制度の見直し内容及び「内部統制報告制度に関する事例集」について、引き続き、上場会社及び上場準備会社に周知を図る。</p> <p>② 今後、開示企業及び市場関係者から、具体的な事例についての意見があれば、それを集め、金融庁において、「内部統制報告制度に関する事例集」の充実を図る。</p>	<p>(東京証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京証券取引所では、上場会社に対しては平成23年4月1日に通知を行うことで周知を図った。また、上場検討会社に対しては会社訪問などの営業の現場において継続的に周知を図っている。</li> </ul> <p>(大阪証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年3月、上場会社向けの「内部統制セミナー」において制度見直し及び事例集を紹介。</li> </ul> <p>(名古屋証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部統制報告制度の見直し内容等について、IPOセミナー等において周知を図っている。</li> </ul> <p>(福岡証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該内部統制報告制度の見直し等(事例集)については、IPO関連のセミナー等及び上場会社に対して周知を図っている。</li> </ul> <p>(札幌証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>制度見直し及び事例集をIPOセミナー等において周知した。</li> </ul>
<p><b>⑥ 成功事例を積極的に生み出すための支援の重点化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>流動性の高い企業や一定水準以上のIR活動の実績がある企業等に対して、取引所のイニシアティブによりアナリストレポートのカバレッジを拡大する。</li> </ul>	<p>【参考 アナリストレポート・プラットフォームの構築及びインデックスの整備等の取組】</p> <p>(大阪証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人投資家向けにアナリストレポート・プラットフォーム等を構築</li> </ul>	<p>(東京証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年10月11日から、マザーズ市場に上場する15銘柄を構成銘柄とする「東証マザーズCore指数」の算出を開始。同年11月29</li> </ul>

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>取引所は、流動性、時価総額等に着目して選別された銘柄で構成されるインデックスを作成しETFの組成を促すことで、投資資金を呼び込む。</li> <li>上場直後で内部体制が相対的に整っていない企業に対して、上場後一定期間に限り主幹事証券会社がIR活動を支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JASDAQ 指数、TOP20 インデックスを算出、ジャスダック銘柄を対象としたTOP20ETFを上場</li> </ul> <p>(東京証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アナリスト・カバーがない上場企業を中心として、アナリストレポートの作成・公表を行う独立した法人の設立及び活動を支援</li> </ul> <p>【参考 主幹事証券会社によるIR活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主幹事証券会社は、上場準備会社及び上場会社に対してIR活動の啓蒙とともに、IR支援会社を紹介、IR体制の構築を促している。</li> </ul>	<p>日付で当該指数に連動するETFが上場。</p> <p>(名古屋証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月より、名証単独上場会社向けにアナリストレポート・プラットフォームを提供(大阪証券取引所の「アナリストレポート・プラットフォーム」を利用)</li> </ul> <p>(福岡証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>アナリストレポートについては、単独上場会社へ周知を図り、企業側で検討中。</li> </ul> <p>(札幌証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年10月12日付けで大阪証券取引所と「アナリストレポート・プラットフォーム」の利用契約を締結。札幌上場会社への周知と利用促進に努めている。(同24年3月 レポート発表1社)</li> </ul>
<p><b>⑦ リスク情報を含めた継続的な情報発信・開示の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新興市場の上場企業が投資者に情報発信・開示すべきリスク情報につき検討するとともに、上場企業の大まかな業種や特性に応じてリスク情報の類型を整理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引所は、今後段階的に、新興市場の上場企業の大まかな業種や特性に応じたリスク情報の類型化に必要な基礎データの整理等を行い、公表する。</li> </ul>	<p>(東京証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マザーズ上場会社の直近の有価証券報告書におけるリスク情報の見出しの記述を集計し、平成24年3月30日にその集計結果の公表を行った(なお、今後は年1回程度のアップデートを行う予定。)</li> </ul> <p>(大阪証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年3月、ジャスダック上場企業のリスク情報を取りまとめ、ホームページに掲載。</li> </ul> <p>(名古屋証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セントレックス上場企業のリスク情報の開示状況を取りまとめホームページに掲載(平成24年5月)</li> </ul>

金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
		<p>(福岡証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年3月にQ-Board上場会社リスク情報をホームページに公表。</li> </ul> <p>(札幌証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年3月30日に「アンビシャス上場企業のリスク情報」についてホームページに掲載し公表した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>取引所は、定期的かつ継続的に実施される会社説明会等のIR活動の場において、リスク情報についても積極的な情報発信・開示を促す。</li> </ul>	<p>【参考 取引所による上場会社のリスク情報の開示の促進等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>取引所では、上場会社に対し、決算短信においてリスク情報の開示を要請</li> <li>取引所では、アナリストや機関投資家、個人投資家を対象にIR説明会、上場会社の事業・決算説明会を開催</li> </ol>	
<p><b>4. 新興市場から他の市場等への移行等</b></p> <p><b>⑧ 新興市場の位置づけの明確化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成長性には乏しくなったものの引き続き上場し続ける企業に対しては、各取引所の本則市場等（JASDAQ「スタンダード」区分を含む。）の位置づけも勘案しつつ、新興市場の位置づけを明確化するための取組を行う。併せて、上場を維持することが不適切な企業については、一定の基準を設けて市場からの退出が図られるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各取引所において、平成24年3月までを目途に、新興市場の位置づけについて検討を行い、その明確化を図るため、各取引所・市場の実情を踏まえ、必要な措置を講じる。</li> </ul> <p>【参考 市場コンセプトの明確化に向けた取組】</p> <p>(東京証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長期上場銘柄に係る上場廃止基準の見直しを実施、市場コンセプトへの適合性確認プロセスの新設</li> </ul> <p>(大阪証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エンドマーケットとしての整備等を実施</li> </ul>	<p>(名古屋証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>セントレックスの位置づけの明確化を図るため、上場市場の変更手続きの見直し、業績に係る上場廃止基準の新設等を実施（平成24年4月）</li> </ul> <p>(福岡証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Q-Boardの位置づけについて、成長可能性を有する企業を対象とし、その育成を支援する市場であることを改めて鮮明にする措置を講じるとともに、Q-Boardから本則市場への市場変更を容易にするための対応を行った。また、上場後3年経過するごとに、事業の現状等の報告書類の提出について義務付けを行った。併せて、上場後に業績の低迷が続く企業を退出させる新たな上場廃止基準を新設した（平成24年5月）。</li> </ul> <p>(札幌証券取引所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年3月22日にアンビシャス市場コンセプトの明確化を含む「アンビシャスの信頼性向上及び活性化のための上場制度の整備等について」の制度要綱案を公表、同年6月1日を目途に施行予定。</li> </ul>



金融庁「アクションプラン」(注1)	今後の取組	進捗状況
<p><b>⑨ 上場廃止銘柄の受皿の整備</b></p> <p>・ 現状では上場廃止銘柄の受皿としてのフェニックス銘柄には1銘柄のみが指定されているが、仮に上場廃止となる銘柄が増加する場合、その対応に必要なシステムの整備等を行う。</p>	<p>・ 日証協において、平成24年3月までを目途に、次の事項について検討を行う。</p> <p>① フェニックス銘柄の指定基準、取扱期間</p> <p>② 仮に上場廃止となる銘柄が増加する場合に備えて、既存の取引所のシステムやPTSの利用、清算体制の整備、開示・売買管理体制等</p>	<p>(日本証券業協会)</p> <p>・ 今後の予定としては、「グリーンシート銘柄制度の検討に係る懇談会」の報告書の公表を受けて、グリーンシート規則の改正を検討することになる。</p> <p>フェニックス銘柄についてもグリーンシート規則に規定されているので、今後の規則改正検討の際に、受け皿市場としてのフェニックス銘柄制度のあり方についても議論を行う方向で考えている。</p>

(注) 1. 平成22年12月24日金融庁「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」別紙「新興市場等の信頼性回復・活性化策の検討について」に掲げられた検討項目

2. 【参考】は、取引所等において、金融庁アクションプランに関連して、これまでに実施している取組等

以 上